

## 【手引き】大気汚染緊急時における揮発性有機化合物(VOC)の排出削減

神奈川県では、光化学オキシダントによる大気汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合は、「大気汚染緊急時」として、光化学スモッグ注意報等を発令しています。(令和7年度は計4回発令)

**光化学オキシダントによる被害を防止するには、VOCを取り扱う事業者の皆様による、大気汚染緊急時におけるVOC排出量の削減(以下「緊急時措置」という。)が必要です。**

そこで、次のとおり手順をまとめましたので、これを参考に事業所の状況に応じた体制等の整備と緊急時措置の実施にご協力をお願いいたします。

### 1 事前準備

#### (1) VOC排出作業の現状把握

- 大気汚染防止法の届出対象施設以外からもVOCが発生する可能性がないか、再度確認してください。  
通常の製造・使用工程だけでなく、事業所内の施設管理や外壁塗装作業等においてもVOCが発生する可能性があります。



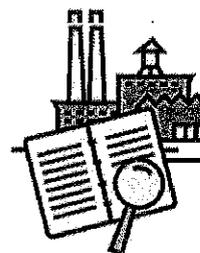
#### (2) 緊急時排出削減の検討

- 把握したVOC排出作業を基に、具体的な緊急時措置の方法を検討してください。

<緊急時措置の例>

- 乾燥工程のスピード減
- ドラム・タンク間の移送の延期
- 製造・加工ラインの一部停止
- タンクローリーの出入荷の調整
- 屋外塗装の延期
- など

※ 上記措置はあくまで一例です。緊急時措置の方法は事業形態によりさまざまですので、各事業所の実状に応じた検討をお願いします。



#### (3) 緊急時措置の実施体制の整備・更新

- 検討した措置内容は、作業マニュアル、手順書等に記載し、従業員の方々に周知してください。
- 光化学スモッグ注意報等が発令された際、迅速に対応できるよう事業所内の情報伝達方法をあらかじめ定めてください。(連絡網の整備など)



⇒ 県では、光化学スモッグ情報等メールサービスを提供しています。  
迅速な情報伝達のために、是非ご登録ください!

<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html>



## 2 緊急時措置の実施（毎年4月～10月の対応）

光化学スモッグ注意報等が発令された際には、次のとおり対応してください。

発令内容	注意報	警報	重大緊急時警報
発令基準 光化学オキシダント濃度 1時間値(ppm)	0.12ppm以上	0.24ppm以上	0.4ppm以上
発令時の措置内容	(1) 光化学スモッグ情報等メールサービスに御登録いただいた場合、注意報、警報、重大緊急時措置が発令されるとメールが届きます。 (2) VOCの排出量もしくは飛散の量の減少ができる作業について、緊急時措置を実施してください。		
発令解除時の連絡	光化学スモッグ情報等メールサービスに御登録いただいた場合、光化学オキシダント濃度が下がり、発令が解除されるとメールが届きます。		

※ 光化学スモッグ情報等メールサービスでは、注意報等のほか、注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあるときに「予報」のメールが届きます。

### <参考情報>

- 「揮発性有機化合物（VOC）の排出削減について」（神奈川県）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/voc/index.html>
- 「VOC対策～揮発性有機化合物排出削減に向けた取組～」（経済産業省）  
<https://www.meti.go.jp/policy/voc/index.html>
- 「揮発性有機化合物（VOC）対策」（環境省）  
<https://www.env.go.jp/air/osen/voc/voc.html>
- 「光化学緊急時措置について」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/photochemistry/index.html>